

25農整 第305号
平成25年8月28日

長崎県建設業協会会長 様

長崎県農林部
農村整備課長



長崎県土地改良事業測量作業規程について

このことについて、別紙のとおり測量法第33条第1項の規程に基づく長崎県土地改良事業測量作業規程の変更承認（承認年月日平成25年8月2日付け 承認番号国国地第111号）を得たのでお知らせします。

長崎県土地改良事業測量作業規程（平成25年9月版）については農村整備課ホームページよりダウンロードしてご利用ください。また、建設業协会会员への周知についてもあわせてお願いいたします。

長崎県土地改良事業測量作業規程とは、測量法第33条第1項の規程により国土交通大臣の承認を受けている「農林水産省農村振興局測量作業規程」を準用し、新たに「長崎県土地改良事業測量作業規程」として承認を受けたものである。

※農村整備課ホームページのアドレスはこちら

<http://www.n-nourin.jp/~nousonmenu/top.html#kouhyousiryou>

※ホームページ内「長崎県土地改良事業測量作業規程」のアドレスはこちら

<http://www.n-nourin.jp/~nousonmenu/sokuryousagyoukitei/sokuryousagyoukiteitop.htm>

公共測量作業規程変更承認書

長崎県知事

平成 25 年 7 月 12 日 付け 25 農 整 第 305 号 で 変 更 申 請 の
あ っ た 長 崎 県 土 地 改 良 事 業 測 量 作 業 規 程 は、測 量 法
(昭和 24 年法律第 188 号) 第 33 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 承 認 す る。

平成 25 年 8 月 2 日

国土交通大臣

